

# 総務文教常任委員会資料

令和4年8月10日

教育委員会事務局  
こども未来部 こども教育課

## 目 次

放課後児童健全育成事業（アフタースクール）にかかる 子ども・子育て支援交付金等の過大請求について	・・・・・・・・・・・・	1
---	--------------	---

## 放課後児童健全育成事業（アフタースクール）にかかる 子ども・子育て支援交付金等の過大請求について

会計検査院が行った令和2年度の放課後児童健全育成事業に対する会計検査において、12都府県47市町村のうち18市町村が、利用児童が少数である土曜日等において、開所の要件を満たしていなかったことから、子ども・子育て支援交付金を過大請求していた事案がありました。その結果、会計検査院から内閣総理大臣及び厚生労働大臣に対し、子ども・子育て支援交付金の会計経理に関し是正の処置の要求及び今後の経理に対する是正改善の処置が求められました。

### 【令和2年度会計検査での主な指摘事項】

「放課後児童健全育成事業に係る子ども・子育て支援交付金の算定等の状況について」  
(令和3年10月20日付け3検第145号 内閣総理大臣・厚生労働大臣宛て会計検査院通知抜粋)

- (1)開所の要件を満たしていなかったことなどにより交付金が過大に交付されていた事態
- (2)利用する児童が少数である土曜日等について開所の要件を満たしていなかった原因
  - ①開所日に配置する支援員等の勤務時間割を事前に作成して体制を整えてさえれば、開所予定日には実際に開所しなくても開所の要件を満たしており、開所日や開所時間として取り扱うことができると誤解していたこと
  - ②複数の支援単位で構成される放課後児童クラブにおいて、複数の支援単位を合同するなどして支援員等を2人配置していれば、全ての支援単位において開所日や開所時間として取り扱うことができると誤解していたこと
  - ③一の支援単位ごとに支援員等を1人配置するなどしていれば開所の要件を満たしており、開所日や開所時間として取り扱うことができると誤解していたこと

これを受け、令和4年6月2日に兵庫県こども政策課から、各市町村へ放課後児童健全育成事業に係る交付金等の積算に関する照会があり調査したところ、加東市も既に交付を受けている子ども・子育て支援交付金及びそれに随伴するひょうご放課後プラン推進事業費県費補助金について、過大に請求し、交付を受けていたことが判明しましたので以下のとおり報告します。

### 1. 放課後児童健全育成事業（アフタースクール）の開所の要件

(1)一定の研修を修了した支援員と支援員補助（以下「支援員等」という。）を一の支援単位ごとに2人以上配置する。

(2)一の支援単位（※1）当たり原則として250日以上開所する。

ただし、利用者に対するニーズ調査を行った結果、250日開所する必要のない場合には、特例として200日以上の開所でも対象とする。

（※1）一の支援単位とは、おおむね児童40人以下で構成するアフタースクールのクラス割

(3)開所時間は、小学校の授業の休業日（以下「長期休暇等」という。）に行う場合は1日8時間以上（11時間以上で加算あり）、長期休暇等以外の日に行う場合は1日3時間以上を原則とする。

## 2. 放課後児童健全育成事業（アフタースクール）の子ども・子育て支援交付金等の算定について

年間開所日数が 250 日以上と 200～249 日の支援単位とでは、補助基準額と算定方法が異なります。具体的には、年間開所日数 200～249 日の場合は、年額単価が低くなり、長期休暇等に 11 時間開所していることに対する加算がなくなります。

## 3. 過大請求となった理由

1 ページの令和 2 年度会計検査での主な指摘事項に、「①開所日に配置する支援員等の勤務時間割を事前に作成して体制を整えてさえいれば、開所予定日には実際に開所しなくても開所の要件を満たしており、開所日や開所時間として取り扱うことができる誤解していたこと」とあります。

一方、加東市の土曜日（※2）開所については、いずれかのアフタースクールで概ね毎週、日を分散して実施しており、事前に保護者から児童の利用申出がなくても急な予定変更に対応できるよう支援員等を配置し開所していたため、「開所日」として取り扱うことができる解釈していました。

「放課後児童健全育成事業における土曜日等の利用児童が少数の場合の開所要件の再周知について」（令和 4 年 6 月 24 日付け 各都道府県市区町村放課後児童健全育成事業担当部（局）宛て厚生労働省こども家庭局子育て支援課事務連絡）を受け、改めて兵庫県こども政策課へ照会したところ、利用児童が無かった場合は、開所していても開所日数に含めることができないことを確認しました。

併せて、利用人数が少ない土曜日の開所については、各アフタースクールに支援員等を 2 人配置していただけであるため、支援単位が複数あるアフタースクールの場合、一の支援単位しか開所したと認められないことを確認しました。

（※2）令和 3 年度 土曜日の平均利用数 1.6 人/日

### 加東市放課後児童健全育成事業の土曜日開所の例

#### 令和 4 年度加東市放課後児童健全育成事業（アフタースクール）の開所予定日数

アフタースクール名	平日	土曜日	合計開所日数
やしろなかよしくらぶ	243 日	急な予定変更に対応できるよう、いずれかのアフタースクールで概ね毎週、日を分散して開所	250 日以上
ふくだなかよしくらぶ	243 日		250 日以上
よねだなかよしくらぶ	243 日		250 日以上
みくさなかよしくらぶ	243 日		250 日以上
滝野東小学校クラブ	243 日		250 日以上
滝野南小学校クラブ	243 日		250 日以上
東条げんきクラブ（旧東条げんきクラブ）	243 日		250 日以上
かもがわなかよしくらぶ	243 日	開所なし	243 日

①各アフタースクールの年間土曜日開所スケジュールを年度当初に配布

②事前に利用申出をいただく（全アフタースクールの児童が利用可能）



・事前の利用申出あり → 支援員等 2 人を配置し開所

・事前の利用申出なし → 支援員等 2 人を配置し開所

（保護者の急な予定変更等に対応するため）

加東市放課後児童健全育成事業（アフタースクール）の開所日数の確認状況

●=開所日数 250 日以上 ○=開所日数 200～249 日

□=実施なし

網掛部分=開所日数 250 日以上から 200～249 日へ変更



アフタースクール名	登録 3人 数	支援 単位	修正前					
			H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3
やしろなかよしくらぶ	152	①	●	●	●	●	●	
		②	●	●	●	●	●	
		③	△	●	●	●	●	
		④	△	△	△	△	●	
ふくだなかよしくらぶ	21	①	●	●	●	●	●	
よねだなかよしくらぶ	17	①	●	●	●	●	●	
みくさなかよしくらぶ	16	①	●	●	●	●	●	
かもがわなかよしくらぶ	4	①	○	○	○	○	○	
滝野東小学校クラブ	121	①	●	●	●	●	●	
		②	●	●	●	●	●	
滝野南小学校クラブ	19	①	●	●	●	●	●	
		②	△	△	△	△	●	
東条げんきクラブ (旧東条東げんきクラブ)	92	①	●	●	●	●	●	
		②	●	●	●	●	●	
		③	△	△	△	△	●	
旧東条西げんきクラブ	-	①	●	●	●	●	△	
開所日数 250 日以上 支援単位数			11	12	12	12	14	13
開所日数 200 日～249 日 支援単位数			1	1	1	1	1	1
支援単位数合計			12	13	13	13	15	14

修正後						
	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3
やしろなかよしくらぶ	●	●	○	○	○	○
ふくだなかよしくらぶ	○	○	○	○	○	○
よねだなかよしくらぶ	△	○	○	○	○	○
みくさなかよしくらぶ	○	●	○	○	○	○
かもがわなかよしくらぶ	○	○	○	○	○	○
滝野東小学校クラブ	●	○	○	○	○	●
滝野南小学校クラブ	○	○	○	○	○	○
東条げんきクラブ (旧東条東げんきクラブ)	○	○	○	○	○	○
旧東条西げんきクラブ	○	○	○	○	○	△
開所日数 250 日以上 支援単位数	3	3	0	0	0	1
開所日数 200 日～249 日 支援単位数	9	10	13	13	15	13
支援単位数合計	12	13	13	13	15	14

(※3) 令和 4 年 4 月 1 日現在

3

#### 4. 開所日数の変更に伴う交付額への影響について

修正後の開所日数から、子ども・子育て支援交付金及びひょうご放課後プラン推進事業費県費補助金を再計算した結果は次のとおりです。

##### (1) 子ども・子育て支援交付金（国庫支出金）

年度	交付済額①	再計算後②	差額①-②
平成28年度	12,806,000	10,579,000	2,227,000
平成29年度	16,921,000	14,283,000	2,638,000
平成30年度	17,352,000	13,294,000	4,058,000
令和元年度	17,544,000	12,618,000	4,926,000
令和2年度	24,488,000	17,123,000	7,365,000
令和3年度	15,784,000	15,218,000	566,000
合計	104,895,000	83,115,000	21,780,000

##### (2) ひょうご放課後プラン推進事業費県費補助金（県支出金）

年度	交付済額①	再計算後②	差額①-②
平成28年度	12,606,000	10,575,000	2,031,000
平成29年度	16,979,000	14,277,000	2,702,000
平成30年度	17,344,000	13,291,000	4,053,000
令和元年度	17,488,000	12,614,000	4,874,000
令和2年度	24,481,000	17,116,000	7,365,000
令和3年度	15,777,000	15,215,000	562,000
合計	104,675,000	83,088,000	21,587,000

##### (3) 各年度合計 (1)国庫支出金+(2)県支出金

年度	交付済額①	再計算後②	差額①-②
平成28年度	25,412,000	21,154,000	4,258,000
平成29年度	33,900,000	28,560,000	5,340,000
平成30年度	34,696,000	26,585,000	8,111,000
令和元年度	35,032,000	25,232,000	9,800,000
令和2年度	48,969,000	34,239,000	14,730,000
令和3年度	31,561,000	30,433,000	1,128,000
合計	209,570,000	166,203,000	43,367,000

#### 5. 国・県への報告について

今年度内に、県を通じて、子ども・子育て支援交付金及びひょうご放課後プラン推進事業費県費補助金の実績報告書の訂正書類を提出します。

#### 6. 今後について

令和4年度以降の国庫支出金及び県支出金の実績報告は、正しい認識のもと行ってまいります。令和5年度以降は、土曜日開所について開所方法を工夫し引き続き実施してまいります。